

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、子育て家庭が子育てのしやすさを実感できる社会の構築に向けて、県内の事業者等が実施する子育て家庭に優しい環境整備やこれまでのサービスにとらわれない子育ての負担感などの意識を変える子育て支援サービスを開発する民間事業を支援することで、社会全体の子育てに対する意識を変え、子育てを応援する機運を醸成することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる民間の事業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 高知県内で販売、サービスの提供又は営業、製造等の事業を実施している者。
- (2) 補助金申請時又は補助金事業完了までにこうち子育て応援の店に登録している店舗であること（家事育児サポート枠を除く。）。
- (3) 県内で日常的に店舗、施設等を設けて事業を実施していること（家事育児サポート枠を除く。）。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 子育て応援枠

ア 備品等購入事業

子育て家庭に対するサービスを実施するための備品等の購入を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（高知家子育て応援子育て応援アプリ（以下「子育て応援アプリ」という。）への掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

イ 施設整備事業

子育て家庭が施設等を利用する場合に子育て家庭に配慮した施設の設置、改修を行う事業。ただし、補助事業の実施に当たっては、ウの取組を実施すること（子育て応援アプリへの掲載ほか、当補助金を活用しない場合を含む。）。

ウ 広報事業

子育て応援を行う店舗等又は補助事業を活用したサービスであることの広報を行う事業。ただし、補助事業を実施する場合は、ア又はイの事業を実施すること。

(2) 家事育児サポート枠

県内で実施する子育て応援に関する新たな製品の開発又は新たにサービスを実施する事業であって、第2条の目的に合致すること。

(補助対象経費、補助限度額及び補助率)

第5条 補助対象経費、補助限度額及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 知事は、子育て応援枠については、前条第1項の規定による申請が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。家事育児サポート枠の申請においては、別に定める補助金審査要領に基づく審査を実施し、同要領に基づく補助金審査会の意見を踏まえて補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に係る法令、規則、要綱等の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額する場合。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合。ただし、軽微な変更（補助事業の内容の変更を伴わず、かつ、補助金の交付の決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）をする場合は、この

限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業（中止・廃止）申請書により知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第7号様式により、知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(財産処分の制限等)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち消費税及び地方消費税を除く取得価格が10万円以上の施設財産、機械装置及び備品等（以下「取得財産等」という。）については、別記第5号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第6号様式による取得財

産の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 4 補助事業者は、第2項の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第11条第3項、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1(第5条関係)

区分	補助対象経費		補助率及び補助限度額
	補助対象事業区分	内容	
子育て応援枠 ^{※1}	子育て応援に必要な備品等の購入や施設の設置改修等に係る経費		【子育て応援の店 ^{※2} 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:10万円 【プレミアム子育て応援の店 ^{※3} 】 補助率:定額 補助限度額:20万円
	(1) 備品等購入事業	子育て応援に必要な備品等の購入に係る経費(子ども用トイレ、ベビーベッド、ベビーサークル、おむつ交換台、ベビーカー、子ども用椅子、電気ポット、補助便座、おもちゃセット、絵本 等) ※タブレット等の汎用品を除く	
	(2) 施設整備事業	子育て応援に当たって必要な施設の設置、改修に係る経費(子ども用トイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの設置、子ども優先レーンの設置 等)	
	(3) 広報事業	子育て応援に関する広報に係る経費 ※広報費のみの実施は不可((1)又は(2)の取り組みが必要)	
家事育児サポート枠	子育て応援に関する新たな製品の開発又はサービスの実施に係る経費		【施設整備を伴う事業 ^{※4} 】 補助率:3分の2以内 補助限度額:100万円 【施設整備を伴わない事業】 補助率:3分の2以内 補助限度額:50万円
	(1) 謝金	専門家謝金	
	(2) 旅費	専門家旅費、職員旅費	
	(3) 市場調査費	新商品開発やサービス開発に関する調査に係る経費	
	(4) 機械設備費	機械装置又は、備品、設備の購入等(購入、改良、修繕、借用)に係る経費	
	(5) 庁費	印刷製本費、消耗品費、広告宣伝費、自社HP作成費、アプリ開発費、求人広告費、店舗又は事務所の賃借費(敷金、礼金、保証金は除く)	

※1…(1)、(2)の事業を実施することに当たっては、子育て応援アプリへの掲載ほか、広報の取組を併せて実施すること(当補助制度を使用しない取り組みを含む。)

※2…こうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭に優しい優待サービスをご提供いただいている事業者。

※3…プレミアムこうち子育て応援の店への登録事業者であり、子育て家庭の経済的負担の軽減につながる優待サービスを行っている事業者。

※4…機械設備費に係る事業を実施する場合を、施設整備を伴う事業とする。

※補助対象とならない経費(例)

- ・法人の場合は、代表者及び役員(監査役、会計参与を含む。)の人件費。組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・個人事業主の場合、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族の人件費
- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・店舗又は事務所の賃貸契約に係る敷金、礼金、保証金等
- ・事業に直接関係のない店舗、事務所又は駐車場(例:従業員専用の駐車場等)の借入費

- ・火災保険料及び地震保険料
- ・本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等に係る店舗等借入費
- ・第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・不動産の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が本業務の遂行に必要なものと特定できない物の調達費
- ・販売する製品等の制作や販売に必要となるライセンス(販売権、キャラクター使用権等)の購入費
- ・他者からの知的財産等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等)
- ・国際調査手数料及び国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・本補助金に関する書類作成代行費用
- ・旅行代理店の手数料
- ・対価を得るサービス(役務)の全部又は一部をそのまま外部に委託する経費
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料及び一括広告費
- ・公租公課(消費税及び地方消費税)及び各種保険料
- ・振込手数料及び代引き手数料

別表第2（第7条、第8条、第14条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額

金 円

2 補助事業実施期間

交付決定日から 年 月 日まで

3 補助金振込先口座

金融機関及び支店名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義人(カナ) :

4 子育て応援の店 登録番号:

(未登録の場合、登録予定時期: 年 月 日)

<添付書類>

- ・補助事業計画書※1
- ・事業内容と金額が確認できるもの(見積書、カタログ等)
- ・県税の滞納がないことを証する証明書※2
又は県税完納情報の提供に係る同意書(別紙3)及び本人確認書類の写し※3
- ・補助金の振込口座が確認できる書類
- ・その他、県から資料提出の指示があったもの
- ・その他、参考となる資料

※1 ○子育て応援枠は別紙1-1、1-2を添付
○家事育児サポート枠は別紙2-1、2-2、2-3を添付

※2 納税義務がない場合は、申立書(別紙4)を添付

※3 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

(注) マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別紙1-1(子育て応援枠)

補助事業計画書(子育て応援枠)

1 申請者の概要

住所	〒		
名称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業内容

事業名	事業内容
(1)備品購入事業	
(2)施設整備事業	
(3)販売促進事業	

別紙1-2 (子育て応援枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位：円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		事業内容
			補助率	定額	
備品購入費				0	
				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
施設整備費				0	
				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
広報費				0	
				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
合計	0	0		0	
補助金交付申請額				0	

※販売促進費のみの申請はできません。

※補助率は、2/3又は定額(上限額20万円)を選択してください。

子育て応援の店：補助率2/3 プレミアム子育て応援の店：補助率定額(10/10) 上限額20万円

補助金交付申請額が上限額を超える場合は、計算式によらず、上限額を直接入力してください。

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助事業計画書(家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住所	〒		
名称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	備考
自己資金		
借入額		
補助金額		←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
その他		
合計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

別紙2-2 (家事育児サポート枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位：円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		事業内容
			補助率	2/3	
謝金				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
旅費				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
市場調査費				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
機械設備費				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
庁費				0	
				0	
				0	
	0	0		0	小計
合計	0	0		0	
補助金交付申請額				0	

※施設整備を伴う事業の場合は、補助限度額100万円
 施設整備を伴わない場合は補助限度額50万円

補助金交付申請額が上限額を超える場合は、計算式によらず、上限額を直接入力してください。

補助事業計画書(家事育児サポート枠)

3 事業内容

(1) 補助事業の具体的な内容

(2) 補助事業を実施する目的

(3) 補助事業を実施することによる社会的な効果

(4) 実施スケジュール

※必要に応じて行を追加してください。

県税完納情報の提供に係る同意書

令和 年 月 日

高知県知事 様

【申請者】

住 所 (法人本社所在地)	
フリガナ	
氏名 (法人名称及び代表者職氏名)	
電話番号	
生年月日 (個人の場合)	

私は、下記のことにご同意します。

記

- (1) 高知県こども・子育て応援環境整備事業費補助金交付審査のため、全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）及びこれに付随する延滞金等の納付又は納入の状況に関して、税務課から子育て支援課に県税の完納情報の提供を行うこと。
- (2) (1) の事務を行うために必要な範囲で、本同意書が税務課に共有されること。
- (3) 県税の完納情報の提供に当たり、子育て支援課の指示及び指導がある場合は、その内容に従うこと。

【注意事項】

- ・ 法人登記簿に記載の本社所在地、法人名称並びに代表者職氏名をご記入ください。
- ・ この同意書が提出された時点で県税を完納していたとしても、完納の確認まで1週間から4週間程度要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 県税に滞納がないことの証明書を添付される場合は、この同意書は不要です。
- ・ 本同意書に基づき提供された完納情報は、当該補助金交付事務以外に使用しません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

名 称

代 表 者
職・氏名

県税の納税義務がない旨の申立書

上記補助金の交付について、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

高知県税の全税目において、納税義務はありません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 高子育第 号をもって交付の決定がありました上記の補助事業の内容を別紙のとおり変更したいので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、変更申請書を提出します。

1 補助金変更申請額

既交付決定額 (A)	変更申請額 (B)	増減額 (B - A)
円	円	円

2 変更の理由

3 変更の内容

4 変更後の補助事業実施期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

<添付書類>

【子育て応援枠】

- ・別紙1-1、1-2
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

【家事育児サポート枠】

- ・別紙2-1～2-3
- ・変更が確認できる書類（見積書等）

別紙1-1(子育て応援枠)

補助事業変更実施計画書 (子育て応援枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業内容

事業名	事業内容	
(1)備品購入事業	(変更前)	
	(変更後)	
(2)施設整備事業	(変更前)	
	(変更後)	
(3)広報事業	(変更前)	
	(変更後)	

別紙1-2（子育て応援枠）

事業費の詳細

（1）経費明細表

（単位：円）

補助対象事業区分		総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		備考
				補助率		
備品購入費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
施設整備費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
広報費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
合計	変更前					
	変更後					
補助金交付申請額						

※販売促進費のみの申請はできません。

※補助率は、2/3又は定額(上限額20万円)を選択してください。

子育て応援の店：補助率2/3 プレミアム子育て応援の店：補助率定額（10/10）上限額20万円

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助事業変更実施計画書 (家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住 所	〒		
名 称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収 入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	変更前	
	変更後	
借入額	変更前	
	変更後	
補助金額	変更前	←補助金交付申請額の合計欄と同額になるよう記載すること
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	
合 計		←総事業費の合計欄と同額になるよう記載すること

別紙2-2 (家事育児サポート枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位：円)

補助対象事業区分		総事業費	うち補助対象経費	補助金交付申請額		事業内容
				補助率		
謝金	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
旅費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
市場調査費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
機械設備費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
庁費	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					小計
合計	変更前					
	変更後					
補助金交付申請額						

※施設整備を伴う事業の場合は、補助限度額100万円
 施設整備を伴わない場合は補助限度額50万円

補助事業変更実施計画書 (家事育児サポート枠)

3 事業内容

(1) 補助事業の具体的な内容

(2) 補助事業を実施する目的

(3) 補助事業を実施することによる社会的な効果

(4) 実施スケジュール

※必要に応じて行を追加してください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け 高子育て第 号をもって交付の決定がありました上記の補助事業について（中止・廃止）したいので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、申請書を提出します。

記

1 補助金変更申請額

既交付決定額（A）	変更申請額（B）	増減額（B - A）
円	円	円

2 （中止・廃止）の理由

中止・廃止の理由	中止・廃止の時期

（添付書類）

中止・廃止に至る経過が分かる資料

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者
職・氏名

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金実績報告書

上記補助金に係る補助事業が完了しましたので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 補助金実績報告額
金 円
- 2 補助事業実施期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 3 こうち子育て応援の店 登録番号：

<添付書類>

- ・別紙1（事業費の詳細）
- ・事業実施が確認できる書類
（納品書、請求書、領収書等）
- ・実施した補助事業の内容が分かる資料（写真・図面等）
- ・広報を実施したことが確認できる書類（写真等）
- ・取得財産等管理台帳（別記第5号様式）

別紙1-1(子育て応援枠)

補助実績報告書(子育て応援枠)

1 申請者の概要

住所	〒		
名称			
代表者 職・氏名			
代表者 生年月日			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業実績内容

事業名	事業内容
(1)備品購入事業	
(2)施設整備事業	
(3)販売促進事業	

別紙1-2 (子育て応援枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位：円)

補助対象事業区分	既交付決定額 (交付申請額又は変更交付申請額)				補助実績額				事業内容
	総事業費	うち補助対象経費	補助率		総事業費	うち補助対象経費	補助率		
備品購入費									
									小計
施設整備費									
									小計
広報費									
									小計
合計									
	補助金交付申請額				補助金交付申請額				

別紙2-1(家事育児サポート枠)

補助実績報告書(家事育児サポート枠)

1 申請者の概要

住所	〒		
名称			
代表者 職・氏名			
担当者役職・氏名			
担当者連絡先 (携帯番号など)		担当者 メール	

2 事業の収支

(1) 収入

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
自己資金	既交付決定額	
	精算額	
借入額	既交付決定額	
	精算額	
補助金額	既交付決定額	←補助実績額の合計欄と同額になるよう記載すること
	精算額	
その他	既交付決定額	
	精算額	
合計	既交付決定額	←総事業費の合計額と同じになるよう記載すること
	精算額	

別紙2-2 (家事育児サポート枠)

事業費の詳細

(1) 経費明細表

(単位：円)

補助対象事業区分	総事業費	うち補助対象 経費	補助金交付申請額		総事業費	うち補助対象 経費	補助金交付申請額		事業内容
			補助率				補助率		
謝金									
									小計
旅費									
									小計
市場調査費									
									小計
機械設備費									
									小計
庁費									
									小計
合計									
補助金交付申請額					補助金交付申請額				

※施設整備を伴う事業の場合は、補助限度額100万円
 施設整備を伴わない場合は補助限度額50万円

補助金交付申請額が上限額を超える場合は、計算式によらず、上限額を直接入力してください。

補助実績報告書(家事育児サポート枠)

補助実績内容

(1) 補助事業の実施内容

(2) 補助事業の成果

第5号様式（第15条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

補助金名：高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金

区分 財産名	財産を 取得した者	数量 ※2	単価	金額 (税抜)	取得年月日 ※3	保管場所又は 設置場所	耐用年数 (処分制限期間)	備考 ※4

- ※1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が10万円以上のものとしします。
- ※2 「数量」欄は、同一規格であれば一括して記入して差し支えありません。ただし、単価が異なる場合には区分して記入してください。
- ※3 「取得年月日」欄は、検査を行う場合は、検収年月日を記入してください。
- ※4 取得財産等を取得した者と使用者とが異なる場合は、「備考」欄に使用者名を記入してください。
- ※5 税理士等に確認のうえ、取得財産の耐用年数が分かる根拠書類を添付ください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

電 話

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金に係る取得財産の処分承認申請書

令和 年 月 日付け 高子育第 号をもって交付の決定がありました上記の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱第15条第2項の規定により、承認申請書を提出します。

記

- 1 品目及び取得年月日
品 名：
取得年月日：
- 2 処分価格又は残存価値額
処 分 価 格：
残 存 価 値 額：
- 3 処 分 の 方 法
- 4 処 分 の 理 由

<添付書類>

- ・処分価格又は残存価値額の確認ができる資料

高知県知事 様

申請者

住 所

名 称

代 表 者

職・氏名

電 話

高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金
に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました令和 年度高知県子ども・子育て応援環境整備事業費補助金に係る事業について、同補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---------|
| 1 | 補助金額
金 | 円 | |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方
消費税に係る仕入控除税額 (A)
金 | | 円 (A) |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (B)
金 | | 円 (B) |
| 4 | 補助金返還相当額 (B-A)
金 | | 円 (B-A) |

<添付書類>

- ・積算の内訳が確認できる資料